

## R5

### 業務委託仕様書

#### 1 目的

この仕様書は、福島ロボットテストフィールド（以下「RTF」という。）の環境の保全と施設の維持を図るため、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「甲」という。）が委託をして、受託者（以下「乙」という。）が行う業務の内容と要領を定める。

#### 2 業務名称

日常清掃業務

#### 3 業務の履行

- (1) 乙は、業務を円滑に遂行し、施設の機能を十分達成できるよう、本仕様書、その他関係書類に基づき、業務を誠実に履行しなければならない。
- (2) 業務の履行にあたっては、警備業法、労働基準法、労働安全衛生法、建築基準法、電気事業法、及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律、環境基本法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水道法、下水道法、電話電信事業法、消防法、その他関係法令等を遵守しなければならない。
- (3) 乙は、服務規律等を厳正にし、甲に対し迷惑となることのないよう努めること。
- (4) 本委託の業務従事者は、任務の遂行において、甲の職員及び他の業務従事者との良好な人間関係の維持に努力し、無用のトラブルを避けるとともに、来館者の対応に際しては、言語態度に十分注意すること。
- (5) 業務の履行期間は、令和5年4月1日～令和6年3月31日とする。

#### 4 業務場所

福島ロボットテストフィールド

- (1) 福島県南相馬市原町区萱浜字新赤沼83番  
後記5(1)～(10)の施設
- (2) 福島県双葉郡浪江町大字棚塩字東赤坂89番  
後記5(11)の施設

#### 5 対象施設

業務の対象となる施設は次のとおりとする。

- (1) 研究棟

- (2) 試験準備棟
- (3) 滑走路附属格納庫
- (4) 簡易計測室 A
- (5) 簡易計測室 B
- (6) 連続稼働耐久試験棟
- (7) 屋内水槽試験棟
- (8) 風洞棟
- (9) 市街地フィールド
- (10) 水没市街地フィールド
- (11) 滑走路附属格納庫 (浪江)

※建物詳細については別紙図面を参照

## 6 業務内容

日常清掃業務 (除塵、拭き等)

- (1) 対象箇所、業務実施頻度については下表のとおりとする。

【除塵、拭き等による清掃】(※箇所については床清掃のみ)

対象	頻度	対象面積
【研究棟】 エントランスラウンジ、風除室、トイレ、給湯室 他	土日祝日、年末年始 (12/29~1/3) を除き 毎日 1 回 研究棟は午前に実施	421 m <sup>2</sup>
【研究棟】 廊下、ライブラリーラウンジ、階段、シャワー更衣室 他 【試験準備棟】 トイレ 【滑走路附属格納庫】 トイレ 【簡易計測室 A】 トイレ 【簡易計測室 B】 トイレ 【屋内水槽試験棟】 トイレ 【滑走路附属格納庫 (浪江)】 トイレ	1 週間に 2 回 研究棟は午前に実施	1,417 m <sup>2</sup>
【研究棟】 管理事務室、応接室、カンファレンスホール、開発実験室、会議室、総合管制室、屋内試験場、ホワイエ、所長室、倉庫、保管庫、技術相談室、作業室 他	1 週間に 1 回 研究棟は午前に実施	5,415 m <sup>2</sup>

<p>【滑走路附属格納庫（浪江）】格納庫、簡易整備室、計測室、廊下、階段</p> <p>【試験準備棟】整備室、準備室、廊下、階段</p> <p>【滑走路附属格納庫】格納庫、簡易整備室、計測室、廊下、階段</p> <p>【簡易計測室 A】事務スペース、キッチン</p> <p>【簡易計測室 B】事務スペース、キッチン</p>		
<p>【連続稼働耐久試験棟】連続稼働耐久試験室</p> <p>【屋内水槽試験棟】水槽試験室、水槽計測室、更衣室、廊下</p> <p>【風洞棟】風洞試験室、操作室</p> <p>【※市街地フィールド】ビル A、住宅 A~B、ガレージ 1~4</p> <p>【※水没市街地フィールド】水没住宅 A, B</p>	2週間に1回	3,353 m <sup>2</sup>

- (2) タイル等（弾性床）については、箒・掃除機等を使用して掃除したのち、モップによる水拭きを行うこととし、カーペット（繊維床）については掃除機等による除塵を行い汚れがある場合には取り除くこと。
- (3) (1) アで行うトイレ壁面の清掃については雑巾を使用して水拭きを行うこと。
- (4) (1) アで行う便器及び洗面台の清掃は洗剤等を用いて洗浄し、必要に応じて消毒を行うこと。
- (5) トイレ清掃に関してはトイレットペーパー、手洗い洗剤等の補充も行うこと。（但し、トイレットペーパー、手洗い洗剤等は当機構で用意する。）
- (6) 清掃により生じたゴミは回収すること。
- (7) 水の使用にあたっては機械その他の器物等へ飛散又は汚損させないこと。
- (8) 業務実施においては、各施設における利用状況等考慮し、必要に応じて甲と実施の日時を調整すること。
- (9) 作業日報、作業月報を作成し、甲に提出すること。作業日報は作業実施日内、作業月報は作業実施月の翌月第5営業日までを提出の期限とする。（作業完了報告書をもって作業月報とすることも可）

## 7 一般的事項

本委託契約に関する一般的事項は次のとおりとする。

- (1) 乙は、業務の実施にあたり、常に傷害事故及び火災その他の事故が発生

することのないよう十分に注意すること。

- (2) 本委託の業務従事者（以下「従事者」という。）は、作業中、常に清潔で利用者並びに甲の職員等に不快感を与えない、一定の作業衣等を着用すること。
- (3) 従事者は、作業中における事故並びに甲の建物、設備機器及び備品等の破損防止に努めること。なお、作業中に事故の発生あるいは甲の建物、設備機器及び備品等を破損したときは、直ちに甲に連絡してその指示に従うこと。
- (4) 従事者は、業務の遂行において、利用者並びに甲の職員等に迷惑がかかることがないように努めること。
- (5) 従事者は、業務の遂行に専念し、必要以外の場所に立ち入らないこと。また、各室での入退室においては、空調保持のため、扉の開閉に留意すること。
- (6) 作業に要する消耗品及び作業器材は、乙が用意すること。
- (7) 作業の結果生じる、使用済みの消耗品及び作業器材の部品等の廃棄物は、乙の責任により処分すること。
- (8) 乙は、受託業務の履行に当たり他の業務受託者と常に連携を取り、RTFの円滑な運営が可能となるように努めること。

## 8 業務管理

- (1) 乙は、本委託業務を遂行するにあたり、関係諸法令の基準に適合するよう業務を行わなければならない。なお、平常時においても非常時に備えて的確に対処できる体制を整えておかななければならない。
- (2) 施設のトラブル等の発生または発生が予知される場合には、速やかに甲に連絡通報し、その指示に従わなければならない。

## 9 異常箇所の通報

乙は、事故等を未然に防止するため、RTF内の諸施設に異常があることを発見した場合には、その都度甲に報告するとともに、その指示に従って対処し、その経過及び結果を報告しなければならない。

## 10 その他

この仕様書に定めのない事項については、甲の指示に従うものとし、指示されない事項であっても当然必要な業務等は良識ある判断に基づいて行わなければならない。

## 11 疑義

この仕様書に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。